

会社法 令和6年司法試験

第一 設問1 小問1

1 監査役Dは会社法385条(以下会社法略)で株主乙の株主総会開催行為を差止ることができるか、同条が取締役の行為を差止できると規定していることから問題となる。

2 同条の趣旨は、取締役が会社に著しい損害を及ぼすおそれがある行為をしようとしている時に、会社の独立機関として監査役が取締役の行為の差止め請求権を認めることで、会社の損害を事前に防ぐことである。

だとすると株主の行為であっても、会社に著しい損害を及ぼす行為であれば385条により差止めすることを認めるべきであるようにも思える。

しかし、所有と経営が分離されている株式会社にとって株主総会は株主の意思を反映させる貴重な場である。このような場を、監査役が差止めすることは株主の意思を反映する場を奪うものであり、監査役等の会社支配にもつながりうるので妥当でない。また、事後的な手段とはなるが株主の行為が違法であれば株主総会の決議取消が監査役にも認められていることから、事前の差止を認めなくても会社の損害は防ぎうる。

したがって、株主の行為の差止めを385条類推適用により認めるべきでないと解すべきである。

3 よって監査役Dに株主乙の株主総会開催行為を差止めする手段はない。

第二 設問1 小問2

1 (1)Eは、賛成株主全員に対する乙社が1000円の商品券を交付した行為は、「株主の権利の行使」である議決権の行使に關しての「利益の供与」にあたることから株主総会の決議方法に法令違反があったと主張する。(831条1項1号、120条1項)

(2)また上記行為は、「著しく不公正な方法」とであると主張する。

2 120条1項は、株式会社の株主に対する利益供与を禁じていることから、株主が他の株主に利益供与を行った場合にも同条が類推適用されるかが問題となる

3 同条の趣旨は、会社が株主に利益供与することで会社が適切に運営されなくなることや、会社財産の流出を防止している。

たしかに、株主が他の株主に利益供与することで会社が適切に運営されなくなる怖れはある。しかし、そもそも議決権を獲得して株主総会で自己に有利な決議を得ることを目的とした活動は許される。また、株主が利益供与しても会社財産の流出は生じない。

4 したがって、趣旨は妥当せず120条1項は類推適用されないので法令違反とはならない

5 では、「著しく不公正」と言えるか

「著しく不公正」とは、法令違反や定款違反行為ではないが、株主総会の決議を取り消すほどの著しく公正さを欠くものを言うと言解すべきである。

これを、本問について見ると、乙社は近年の業績不振に不満を持っていたことから本件各

コメントの追加 [英杉1]: 385条1項まで引用する必要がある。

コメントの追加 [英杉2]: 独立機関とは？

コメントの追加 [英杉3]: 「ようにも思える」で論理がわかりにくくなっている。

コメントの追加 [英杉4]: それだと取締役による招集も差止められないという明文に反する結論になるのではないか。

コメントの追加 [英杉5]: 監査役が取り消すわけではない。

コメントの追加 [英杉6]: 主語と述語を対応させる

コメントの追加 [英杉7]: そのために商品券を配ることが許されるかという点こそが問題になっている。

コメントの追加 [英杉8]: これでは解釈になっていない。

議題に関して事前に株主総会を行うように求めている。

しかし、甲社は株主総会を行わなかった。このことから甲社経営陣は本件各議題が決議されることにより、経営権を失うことを怖れていたと言える。

そして、乙は本件臨時株主総会を開き、他の株主に対して本件各議題に賛成するように求める本件書面を交付した。本件書面には本件各議題に賛成をすることで 1000 円の商品券を付与すると記載されていた。

たしかに、このような行為は甲株主の議決権の公私に影響を与えうるものであるが、本件臨時株主総会に至る経緯からすると乙が取締役解任を求めることには正当な目的があったと言える。

また、その金額も 1000 円と少額であり相当な金額であったと言える。

6 したがって、「著しく不公正」な手段により株主総会の決議が行われたとは言えない

7 よって、E の主張はいずれも認められない

コメントの追加 [英杉9]: あてはめの部分の意味がよくわからない

第三 設問 2

1 丙は本件株式併合の効力を争う為に、本件決議 2 は株主総会の決議について特別の利害関係ある者の議決権の行使があったことによって、著しく不当な決議がなされたとして、取り消されると主張する (831 条 1 項 3 号)

そして、株主総会の決議取消がなされるとその効果は遡及的に無効となり、本件決議 2 を欠いた本件株式併合は無効となる。(180 条 2 項、839 条 1 項反対解釈)

そこで、「特別の利害関係のある者」「著しく不当な決議」の意味が問題となる。

なお、丙は締出しにより株式を有しなくなったが、「決議の取消しにより株主となる者」であるので原告適格は認められる。(831 条柱書)

決議 2 は令和 5 年 12 月 11 日にされていることからその「3 カ月以内」に訴えを提起しなければならない。(831 条柱書)

甲は株主総会の決議をした当該株式会社であるので被告適格はある (834 条 17 号)

2 同号の趣旨は、「株主総会の決議に関して特別の利害関係のある者」は適切な議決権の行使が期待できず、会社運営が適切になされないおそれがあることからそのような者の議決権行使を防止するというものである。

とすると「特別の利害関係のある者」とは当該議案の成立により他の株主と共通しない利益を取得する者、もしくは不利益を免れる者と解すべきである。

そして、「著しく不当な決議」とは、株主総会は招集から決議まで会社財産を使用して行われるところ、決議が取消されればそれらが徒労になる。

そこで、株主総会の決議を取り消さないことが当該会社にとって不利益であることが明白なほど著しく不当であることを要すると解すべきである。

コメントの追加 [英杉10]: これでは解釈になっていないのでは。

3 (1) これを、本問について見ると BC は募集株式の割り当てを受けることから、議案の成立により他の株主と共通しない利益を取得すると言えるので、「特別の利害関係」を有す

ると言える。

そして、BC が合わせて 200 株の議決権を行使しなければ議案は可決しなかったと言えるので決議結果と因果関係を有する。

(2) 「著しく不当な決議」と言えるかであるが、丙は少数株主でありそのような者を、株式併合を利用して一方的に締め出すことは不当であると**言える**。

しかし、丙社を締め出す案は甲社の企業価値にとって不利益であることが明白だったとは言えなかった。(事実 10)

したがって「著しく不当な決議」とは言えない。

4 よって、831 条 1 項 3 号の取消による株式併合の無効も主張できない。

コメントの追加 [英杉11]: なぜ不当と言えるのが問題の趣旨である。

以上

コメントの追加 [英杉12]: 規範定立をするにあたって、法の趣旨からどのような規範を導くべきかをもう少し深く考えたいところです。
規範定立がおざなりになっているため、あてはめも事実の羅列に留まっています。